

吉田沙保里賞実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、吉田沙保里賞実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、世界的なアスリートである吉田沙保里選手に続くジュニアアスリートの育成・強化を目的とし、国際大会もしくは全国大会において優秀な成績を収めるとともに、明るい話題を提供し、今後も更なる活躍が期待できるジュニアアスリート及びその指導者に対し、その栄誉を讃え表彰することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本賞の被表彰者の選定及び決定に関すること。
- (2) 表彰式の開催に必要な計画及び調整に関すること。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 県関係者
- (2) 市町関係者
- (3) スポーツ団体関係者
- (4) 産業・企業関係者
- (5) 学識経験者
- (6) オリンピック経験者
- (7) メディア関係者

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副会長は、委員会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(任期)

第 8 条 委員及び役員 (以下「委員等」という。) の任期は、委員会を解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の委員会において報告する。

(名誉会長等)

第 9 条 委員会に名誉会長及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、吉田沙保里選手とし、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が委嘱する。

第 3 章 会議

(会議の種類)

第 10 条 委員会に次の会議を置く。

(1) 実行委員会

(実行委員会)

第 11 条 実行委員会は、会長が委嘱する委員をもって構成する。

2 実行委員会は、会長が招集する。

3 実行委員会の議長は、会長が指名する。

4 実行委員会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定および改廃に関すること。

(2) 事業計画および事業報告に関すること。

(3) 予算および決算に関すること。

(4) 表彰要領の制定及び改廃に関すること。

(5) 表彰式の開催に関すること。

(6) 被表彰者の決定に関すること。

(7) その他、表彰に係る重要な事項に関すること。

5 実行委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、委員を招集するいとまがない場合には、全委員の書面表決にて開会し、議決することができる。

6 実行委員会に出席できない委員は、代理人に権限を委任するか、または書面で議決に加わることができる。

7 実行委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、実行委員会を招集するいとまがないと認める緊急な事項について、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の実行委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 委員会の事務を処理するため、三重県地域連携部スポーツ推進局内に事務局を置く。
- 2 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第14条 委員会の経費は、寄附金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金)

- 第16条 毎会計年度の剰余金は、第3条の事業費用に充てるため、翌年度に繰り越すものとする。

(財産の処分)

- 第17条 委員会が解散する場合において有する残余財産は、三重県に全額を寄附する。

第7章 補則

(委任)

- 第18条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 委員会設立時の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、委員会が設立された日から始まるものとする。